

施策	25 市街地整備の推進		
事業名	南河内広域まちづくり事業	担当課	都市創生課

事業の概要

目標対象者概要	大阪府からの権限移譲事務のうち、「開発行為の許可」「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等」「採石法に基づく岩石採取計画の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に土地利用規制分野等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。
---------	--

指標の推移

事業の指標		単位	H28	H29	H30	H31	H32
1	開発許可等の許可件数	件	予	12	5		
			実	5			
2	-		予				
			実				
3	-		予				
			実				

事業の評価

指標の状況	有効利用の図れる市域の減少に伴い、開発許可件数も減少している。
総合評価	南河内3市2町1村で協働で事務を処理することにより、土地利用規制分野等に関する業務を円滑に推進することができている。
今後の方向性	現状維持
	各市町村のまちづくり推進部門と連携を図り、適切かつ有効に事務を処理する。

事業費(決算額)・財源

		H28当初予算	H28決算	H27決算	増減
事業費(決算額) (千円)		15,471	15,437	15,724	-287
財源内訳	一般財源 (千円)		14,167	14,279	-112
	国府支出金 (千円)		620	549	71
	地方債 (千円)		0	0	0
	その他特定財源 (千円)		650	896	-246